

調査票（大臣確認を実施する事業場ごとに作成すること）

事業場の所在地：

事業場名：

代表者の役職及び氏名：

本社所在地：

1 原料受入れに係る基準

(1) 収集先について

契約状況

契約内容 特定部位等取扱業者用 別添1

特定部位等取扱いのない業者用 別添2

収集業者用 別添3

原料収集先

- ・ 30月齢を超える牛脊柱を分別する事業場
事業場数__（うち契約済み 事業場数__）
- ・ 脊柱の取扱いがあるが、全て廃棄する事業場
事業場数__（うち契約済み 事業場数__）
- ・ 全ての脊柱を取扱わない事業場
事業場数__（うち確認書取交わし済み 事業場数__）
- ・ 収集業者との契約状況
脊柱等の特定部位を輸送する収集業者数__
脊柱等の特定部位を取扱わない収集業者数__
計__社（うち契約済み収集業者数 __社）
- ・ 原料収集先の契約内容履行状況の確認事業場数
契約済み 事業場数__（うち 確認済み事業場数__）
確認書取交わし済み 事業場数__（うち 確認済み事業場数__）
- ・ 契約締結終了予定 ____年__月__日頃
- ・ 確認書取交わし終了予定 ____年__月__日頃

リストの作成

- ・ 原料収集先の契約内容等の履行状況確認後、全ての収集先についてリストを作成し、適否（確認年月日）を記載すること。
- ・ 収集先リスト作成予定 ____年__月__日頃

- (2) 原料の輸送 (輸送容器の形状・容量・専用化及び特定部位の混載状況)
30 月齢以下の牛の脊柱等を含む肥料用原料

脊柱等の取扱いのない事業場からの肥料用原料

脊柱等の取扱いはあるが廃棄するため、脊柱等が含まれない肥料原料

- (3) 原料受入れに係る帳簿様式 別添 4

2 製造に関する基準

- (1) 製造方法 製造フロー 別添 5
平面図 別添 6

特定部位等処理する工程との分離状況 (導線等平面図に記載も可)

牛の部位を原料とする肥料以外の製造品目

- (2) 製造に係る帳簿様式 別添 7

3 製品出荷に係る基準

- (1) 製品出荷に関する帳簿様式 別添 8
(2) 肥料原料供給管理票様式 別添 9
(3) 出荷を予定している肥料製造事業場
社 工場

4 製品輸送に関する基準
製品輸送容器の専用化状況

5 製造・品質管理者
製造・品質管理者の設置状況
役職名：

氏名：

6 その他

(1) 大臣確認手続き担当窓口
担当者 役職名：

氏名：

(2) 事業場への交通手段等
最寄り駅及び駅からの交通手段等
事業場周辺の地図 別添 10